

どこにもない、
キミだけの **島** 時間

五島市地域おこし協力隊

ひきこもりサポーター

募集要項



ごとう 長崎県五島市について

長崎県の西に浮かぶ大小約150の島々からなる五島列島。

五島列島の最南端にある五島市は、五島列島最大の島 福江島、久賀島、奈留島の大きな3つの島を含む11の有人島と52の無人島で成り立っています。

美しい自然や新鮮で豊富な食材、古い歴史と文化に恵まれている五島市は、新しい事業や雇用が生まれ続けている元気な島でもあります。

暮らしの環境も整っており、複数の大型スーパーやドラッグストア、総合病院や診療所があるほか、保育所や小中学校も多数あり、「安心して暮らせる島」と多くの方の移住先に選ばれています。

平成29年度から令和3年度の5年間で984人が移住し（Uターン含む）、30代までの若い世代が7割以上を占めており、定着率は8割を超えています。



五島市地域おこし協力隊 ひきこもりサポート事業について

本事業は、五島市のひきこもり状態にある方やその家族からの相談に対し、相談窓口の充実を図り、自立相談支援機関や就労支援機関と連携し、地域と社会との関係回復を支援する五島市の新しい取り組みです。

現在、五島市内において、ひきこもり当事者、その家族を一体的に支援する団体はなく、支援が必要であるにも関わらず、支援が届いていない人に対し、情報・支援を届けるプロセスを創り上げていきます。

あなたの力を貸していただけませんか？

受入れ体制・環境

地域おこし協力隊の上司となる社会福祉課保護班係長 江頭さんよりお話を聞かせていただきました。

-なぜひきこもり支援が必要なのでしょう？-

ひきこもりは、現在社会において誰にでも起こりうる状態です。ひきこもり状態にある当事者やその家族は、誰にも相談できない状況で、日々、将来への不安や孤立・孤独を感じながら生活していると思われまます。孤立・孤独にさせないため、気軽に相談できるような環境をつくり、その当事者が地域との繋がりを再構築できるよう支援を行うとともに、その家族の不安を少しでも解消できるような支援が必要だと考えています。

本市においては、十分な支援ができていないと言えないため、協力隊の力をお貸しいただき、支援制度を促進させたいと考えています。

-地域おこし協力隊をサポートしてくれる体制は？-

私を含めて4名の職員、地域おこし協力隊員1名の5名体制で本業務と一緒に取り組んでいきます。わからないことがあれば気兼ねなく相談できる体制にしております。

-地域おこし協力隊任期終了後、定住するためにどのような職に就けるのでしょうか？-

本市には、ひきこもり当事者またその家族を一体的に支援する団体がありません。協力隊員本人が望むのであれば、そのような団体を立ち上げていただくことも可能です。また、ひきこもり当事者のみを支援する団体が市内に複数あり、協力隊業務の3年間で密接に関わっていきます。その支援団体に就職し、引続きひきこもり家族の支援を含めた本事業を実施することも候補の一つかと思えます。

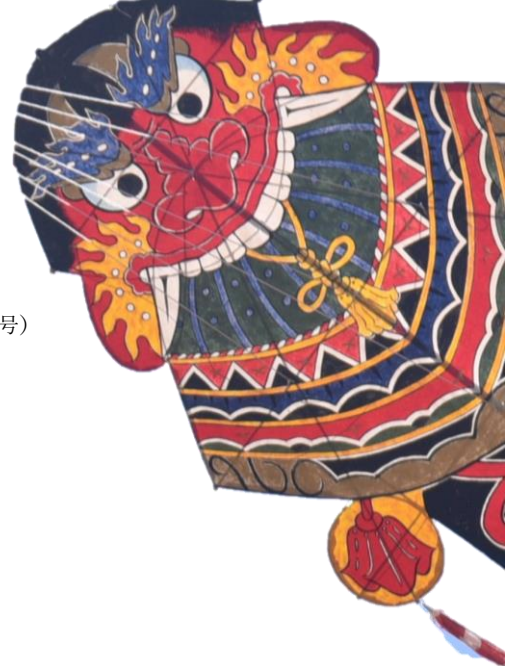
※起業にあたっては、上限100万円の補助金も活用できますので、ぜひ検討してください。



社会福祉課保護班係長 江頭さん



地域おこし協力隊のサポートメンバーの皆さん
(社会福祉課職員)



募集要項

1. 募集人数 1名

2. 勤務地 五島市役所 福祉保健部 社会福祉課 保護班（長崎県五島市福江町1番1号）

3. 活動内容

- 1) ひきこもり当事者及びその家族に寄り添った伴走型支援
- 2) ひきこもりに対する地域住民の*ワガゴト化（市民への周知・居場所づくり）
- 3) 気軽に相談できる窓口の充実
- 4) その他ひきこもり支援に係る事業の助言・提案・実施

*ワガゴト：自分事という意味

4. 活動期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（最初の任期は任用の日から令和6年3月31日まで）

活動状況や本人の意向により、最長3年まで延長可能です（令和8年3月31日まで）

5. 応募条件

1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等にお住まいで、採用後、五島市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方

※3大都市圏をはじめとする都市地域等とは…（詳しくはお問い合わせください）

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域、
政令指定都市及び「過疎、山村、離島、半島等の地域」に該当しない市町村

2) 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、公認心理師等の資格を有する方、

又は、ひきこもり等の支援に係る業務経験者

3) 当事者やその家族に寄り添った支援ができる方

4) 離島の生活に憧れ、楽しめる方

5) 地域住民と協力しながら、意欲的に活動できる方

6) 活動期間終了後も五島市に定住し、起業又は就業しようとする意欲がある方

7) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント）の一般的な操作ができ、SNS等を使って情報発信できる方

8) 普通自動車免許を有し、実際に運転できる方（AT限定可）

9) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する下記の欠格条項に該当しない方

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 五島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の
団体を結成し、又はこれに加入した者

6. 雇用形態

《五島市が負担するもの》

- 1) 任用形態：会計年度任用職員（パートタイム）
- 2) 給与：月額213,161円
期末手当あり（月額×1.2月分×年2回）令和4年12月1日時点
- 3) 勤務時間：週35時間（1日につき7時間）原則として月曜日から金曜日
年次有給休暇のほか特別休暇制度あり
- 4) 社会保険等：厚生年金・健康保険・雇用保険に加入
- 5) 住居：住居については市が無償貸与（協力隊の方のみの支援）
- 6) 地域おこし協力隊だけの特別助成
 - ①協力隊任期中において、退任後に五島市内に定住するにあたり必要な資格取得、講習会受講に要する経費を30万円を上限に補助
 - ②協力隊任期終了後に五島市にて起業若しくは事業継承をする者には100万円を上限に補助《協力隊員が負担するもの》
生活にかかる費用全般 ※五島市までの引越し費用を含む

7. 応募方法

- 1) 受付期間 令和4年12月7日（水）から令和5年1月25日（水）17時15分必着
郵送・電子メール受付可 提出書類の返却は不可 ※定員に達しない場合は再募集を行うことがあります
- 2) 応募書類
 - ①五島市地域おこし協力隊応募用紙
 - ②住民票（3大都市圏をはじめとする都市地域等に在住）
 - ③応募条件としている資格の保有を証する書類の写し
 - ④会計年度任用職員登録申込書※令和5年度予算が議決されない場合等により、採用できないことがあります



8. 選考方法

- 1) 第1次選考
2月上旬 1月25日（水）までに書類が到着した方を対象に実施
- 2) 第2次選考
 - ・第1次選考合格者を対象に第2次選考（面接）を実施します
 - ・詳細な日時等は第1次選考結果を通知する際にお知らせします（2月下旬を予定）
 - ・面接はWeb会議システムにより実施します（zoomを利用）
- 3) 最終結果
第2次選考の結果により、合否の判定を文書で通知します



9. 応募先・お問合せ先

五島市役所 地域振興部 地域協働課 地域づくり協働班(担当：角川)

住所：〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号

電話：0959-76-3070 FAX：0959-74-1994 メール：chiiki@city.goto.lg.jp

協力隊募集HP



応募用紙は
こちらから！

応募待っちょっけんね～

移住定住促進サイト

